



新たな出張法律相談がはじまりました

(総合法律支援法の改正により特定援助対象者法律相談援助制度ができました)

対象者は？

**認知機能が十分でないため、法的問題を抱えているのに
自ら法的支援を求めることができないと思われる方**

認知機能が十分でない方は、法的問題を抱えていても、ご自分で法律相談を受けるために行動することが難しい場合があります。

このような方は、**支援者の方から**法テラスにご連絡いただくことによって、弁護士や司法書士が、支援者の皆様と連携して法律相談を実施するという制度です。



出張相談の特徴

- 1 **資力（収入・預貯金）に関わらずご利用できます。**
※一定額以上の資力をお持ちの方には、相談料5,500円をご負担いただきます。
- 2 **ご自宅や福祉施設などで相談を受けられます。**
- 3 **法テラスが弁護士・司法書士を派遣します。**

ご利用のSTEP

1

支援者の方から法テラスへ連絡

- ・本制度の対象になる方か、相談料が必要な方かは所定の書式にてご確認ください。
- ・個人情報提供の同意書にご本人の署名をお取付けいただき、所定の書式と併せてご提出ください。
- ・制度説明書をご本人にお渡しください。

2

法テラスから、出張法律相談の可否をご連絡

- ・相談援助実施の可否等は、原則、上記書類が法テラスに提出された日から3営業日以内にご連絡いたします。

3

相談を担当する弁護士又は司法書士から、相談日程の連絡

- ・相談担当者から、直接ご担当者様に、日程調整の連絡があります。
- ・相談者の安心のため、可能な限りご同席をお願いします。

4

法律相談の実施

- ・法律相談の結果、さらに支援が必要な場合は、適切な制度をご案内します。
- ・支援者の皆様がやむを得ず法律相談に同席できなかった場合には、法テラスから相談結果をお知らせいたします。



特定援助対象者法律相談援助Q & A

Q. いつも相談している弁護士・司法書士を相談担当者にしてもらえますか？

A. 既に内諾を得ている弁護士・司法書士がいらっしゃれば、所定の書式にその旨ご記入ください。

原則的には、ご記入いただいた弁護士・司法書士を相談担当者としますが、出張相談場所が遠隔地である、ご記入いただいた弁護士・司法書士が法テラスと契約していない等の理由により、別の弁護士・司法書士が担当する場合があります。

Q. 資力（収入・預貯金）の確認はどこまでしないといけませんか？

A. 支援者の方からご本人への質問により把握可能な範囲内でご確認いただき、資力基準を明らかに超えている場合のみ、所定の書式の資力確認欄にチェックをしてください。

※相談時に相談担当者をご本人に改めて資力確認をします。

Q. 相談には、同席しなくてはならないの？

A. 支援者の皆様には、同席の義務はありません。ただし、ご本人の安心やスムーズな法律相談実施・情報共有のため**可能な限りご同席をお願い**しております。

Q. 相談日当日、ご本人が相談料を準備していませんでした。

A. 相談料ご負担ありの判断がされ、その場でお支払い出来ない場合には、相談料払込取扱票をご本人にお渡し、後日、お振り込みをお願いします。

Q. 知り合いの方から申し込みしても大丈夫？

A. 家族や知人など、個人の方からのお申し込みはできません。地方自治体の他、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの関係機関の支援者の方からのみ、お申し込みを受け付けております。ご利用可能機関かどうかは、法テラスまでお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

法テラス千葉

TEL：0503383-5381（平日9時～17時）

法テラス松戸

TEL：0503383-5388（平日9時～17時）